



令和4年10月1日から選定療養費が変わります。

令和4年診療報酬改定により、紹介状を持参されずに当院を受診された場合に、診療費とは別にご負担いただく「選定療養費」の金額が、次のとおり改定されます。

【初診時】（紹介状をお持ちでない初診の患者さま）

令和4年9月30日まで	→	令和4年10月1日から
医科 5,500円(税込) 歯科 3,300円(税込)		医科 7,000円(税込) 歯科 5,000円(税込)

【再診時】（当院から他の医療機関に紹介を行ったが、引き続き当院への受診を自ら希望された、紹介状をお持ちでない患者さま）

令和4年9月30日まで	→	令和4年10月1日から
医科 2,750円(税込) 歯科 1,650円(税込)		医科 3,000円(税込) 歯科 1,900円(税込)



選定療養費の免除要件が変わります。

院内において、複数の診療科を受診する患者さまに対する選定療養費の免除要件が、次のとおり改正されます。

	令和4年9月30日まで	→	令和4年10月1日から
	当院の他の診療科を受診している方は免除		当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方は免除

これにより、現在当院において治療継続中の患者さまも、他の診療科を新たに受診する場合は、紹介状を持参いただくか、院内紹介でない限り選定療養費をご負担いただくこととなります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。